

旧合併特例法と合併新法との比較(財政支援措置)

	旧 法	新 法
普通交付税	○合併算定替の特例期間10年間(+激変緩和5年)	→ 段階的に5年(+激変緩和5年)に短縮 (平成17・18年度に合併した場合は9年、平成19・20年度は7年、平成21年度は5年)
	○合併直後の臨時的経費に対する財政措置(合併補正) 合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等)に要する経費等に対する措置	→ 存置 ○都道府県の行う合併推進事業に対する財政措置 都道府県の構想作成及び市町村合併推進審議会に係る経費、合併のための調査研究・啓発事業等に対する経費を措置
特別交付税	○合併市町村に対する包括措置 合併を機に行う新たなまちづくり等の財政需要に対する措置	→ 普通交付税に統合
	○合併準備経費に対する財政措置 合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置	→ 存置(※合併構想上の位置付けが必要)
	○合併移行経費に対する財政措置 合併前に要する電算システムの統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置	→ 存置(※合併構想上の位置付けが必要)
	○合併支援のための公債費負担の格差是正措置 合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差に係る地方債の繰上償還に伴う補償金に対する措置	→ 存置(※合併構想上の位置付けが必要) ・全国平均実質公債費比率を上回る合併関係市町村の元利償還金に係る利子の一部を合併後10年間措置する。 ・公債費負担平準化計画を実施する市町村が地方債の繰上償還をしようとする場合における補償金の一部を措置する。
	○都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置 合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置	→ 存置(※合併構想上の位置付けが必要) ○都道府県の行う合併促進経費に対する財政措置 法定協議会を設置している市町村数に応じ、1市町村当たり300万円を都道府県に対して措置(※合併構想上の位置付けが必要)
地方債	○合併特例債による財政措置 【財政措置】 充当率:95%、交付税算入率:70%	→ 廃止
	○合併推進債による財政措置 【対象事業】 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における単独事業(特例法期限内の合併が条件)	→ 【対象事業】 ※新法による都道府県の合併構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業 ・旧市町村相互間の道路・橋梁・トンネル等(農道・林道等含む) ・電算システムの統合、地域イントラネット ・本庁舎等、消防防災施設 ・火葬場、斎場 ・その他特に必要と認められる事業 ◆既存の公共用施設を廃止して行う統合施設の建設等市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業についても対象とする。
	【財政措置】 充当率:90%、交付税算入率:50%	→ 【財政措置】 充当率:90%、交付税算入率:40% ◆行政コストの合理化効果の発現に繋がるもの 充当率:90%、交付税算入率:50%
補助金	○合併準備補助金、合併市町村補助金	→ 廃止

◀ 県の財政支援措置 ▶

○市町村合併特例交付金

5億円+1億円×(合併関係市町村数-2) 上限額10億円

- ①合併後の地域格差の是正 ②住民意見の反映促進
③住民サービスの向上 ④コミュニティ振興

○新市町村合併特例交付金

2億円+1億円×(合併関係市町村数-2) 上限額5億円

- ①合併後の地域格差の是正 ②住民意見の反映促進
③住民サービスの向上 ④コミュニティ振興